

令和 8 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

提 出 議 案

令和 8 年 2 月 17 日

目 次

同意第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	69
議案第 1 号	令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	70
議案第 2 号	令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	74
議案第 3 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例制定の件	77
議案第 4 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一 部を改正する条例制定の件	92
議案第 5 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報 酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の 件	105
同意第 2 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	113

同意第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

次の者は、副広域連合長として適任と認められるので、選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

選任する副広域連合長
岡 本 信 司（猪名川町長）

議案第1号

令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,374,485千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒井 隆 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,293,991
	1 負担金	2,293,991
2 国庫支出金		33,785
	1 国庫補助金	33,785
3 繰入金		46,072
	1 特別会計繰入金	46,072
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		636
	1 預金利子	635
	2 雑入	1
歳入	合計	2,374,485

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,251
	1 議会費	1,251
2 総務費		2,370,234
	1 総務管理費	2,370,093
	2 選挙費	61
	3 監査委員費	80
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	2,374,485

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター運営業務委託料	令和8年度から 令和11年度まで	千円 172,260
後期高齢者医療に係る支給決定 通知書等印刷業務（月次）	令和8年度から 令和9年度まで	千円 63,793

議案第 2 号

令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 3 9, 6 0 6, 9 9 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 8, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町支出金		188,108,341
	1 市町負担金	188,108,341
2 国庫支出金		294,836,970
	1 国庫負担金	224,204,401
	2 国庫補助金	70,632,569
3 県支出金		78,940,360
	1 県負担金	78,940,360
4 支払基金交付金		367,182,119
	1 支払基金交付金	367,182,119
5 特別高額医療費共同事業交付金		876,781
	1 特別高額医療費共同事業交付金	876,781
6 繰入金		8,236,901
	1 一般会計繰入金	1
	2 基金繰入金	8,236,900
7 繰越金		424,481
	1 繰越金	424,481
8 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
9 諸収入		1,001,044
	1 延滞金、加算金及び過料	10,906
	2 預金利子	31,761
	3 雑入	958,377
歳入	合計	939,606,998

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険給付費		931,163,823
	1 療養諸費	865,050,161
	2 高額療養諸費	63,449,661
	3 その他医療給付費	2,664,001
2 特別高額医療費共同事業拠出金		1,099,735
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	1,099,735
3 支払基金拠出金		3,662,452
	1 支払基金拠出金	3,662,452
4 保健事業費		3,416,629
	1 健康保持増進事業費	3,416,629
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		254,358
	1 償還金及び還付加算金	208,285
	2 繰出金	46,072
	3 基金積立金	1
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	939,606,998

議案第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県
後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法
律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1
号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、
同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額
の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養
者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険
者につき算定した被保険者均等割額とする。
- 3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割
額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に
係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額
とする。

第5条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項本文中「前条」
の次に「第2項」を加え、同項中「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成
19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項ただし書中
「項」を「条」に、「及び」を「、」に、「第9条までの規定により」を「第9条
までの規定に基づき」に改め、「保険料の」の次に「基礎」を、「としたならば、
当該」の次に「基礎」を、「定める」の次に「基礎」を加え、「「省令」」を
「「施行規則」」に改め、同項第2号中「省令」を「施行規則」に改める。

第6条の見出し中「保険料の被保険者均等割額」を「基礎賦課額における被保険
者均等割額」に改め、同条第1項中「第4条」の次に「第2項の基礎賦課額」を加
える。

第7条の見出し中「所得割率」の前に「基礎賦課額の」を加え、同条中「所得割

率」の前に「第4条第2項の基礎賦課額の」を加える。

第8条の見出し中「所得割率」の前に「基礎賦課額の」を加え、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に改め、「所得割率」の前に「基礎賦課額の」を加え、「100分の11.24」を「100分の10.77」に改める。

第9条の見出し中「被保険者均等割額」の前に「基礎賦課額の」を加え、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に改め、「被保険者均等割額」の前に「基礎賦課額の」を加え、「52,791円」を「58,427円」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第9条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文、次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第14条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額における被保険者均等割額)

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.24とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、

1, 351円とする。

第12条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額等」に改め、同条中「第4条」の次に「第1項」を加え、「賦課額」を「基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第12条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を超えることができない。

第14条の見出し中「保険料の」を「基礎」に改め、同条各号列記以外の部分中「保険料の」の次に「基礎」を加え、同条中「第12条の規定により」を「第12条の規定に基づき」に改め、「以下「」の次に「基礎」を加え、同条第1号中「賦課」の前に「基礎」を加え、同号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」を加え、同条第2号中「保険料の」を「基礎賦課」に、「省令」を「施行規則」に改め、同条第3号中「賦課」の前に「基礎」を加え、「省令」を「施行規則」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条又は第17条に規定する基準に従い第4条、第9条の2から第9条の6まで及び第12条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。)に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

第16条第1項中「均等割額は、」の次に「当該被保険者に係る被保険者均等割

額から」を加え、同項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例)

第3条 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第16条第1項第1号に区分の被保険者に係る被保険者均等割額（本則第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p>
<p>(保険料の所得割額)</p> <p>第5条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226</p>	<p>(基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第5条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第</p>

号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成19年政令第318号。以下「令」という。) 第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額 (以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。) の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率 (以下「所得割率」という。) を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第9条までの規定により 当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。) 第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) (略)

(2) 被保険者 (被扶養者であった被保険者を除く。) につき省令 第85条で定めるところにより算定した当該特定期間 (法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。) における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令 第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額 (以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。) の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率 (以下「所得割率」という。) を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき 当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第12条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。) 第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) (略)

(2) 被保険者 (被扶養者であった被保険者を除く。) につき施行規則 第85条で定めるところにより算定した当該特定期間 (法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。) における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2～4 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第14条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、100分の11.24とする。

(被保険者均等割額)

第9条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、52,791円とする。

新設
新設

2～4 (略)

(基礎賦課額における被保険者均等割額)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の10.77とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、58,427円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第9条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金

	<p><u>額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文、次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u></p>
<p>新設 新設</p>	<p><u>(1) 第14条の2第2号に規定する所得割総額</u> <u>(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額における被保険者均等割</u></p>

<p>新設</p>	<p>額) <u>第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の2条第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。</u></p>
<p>新設 新設</p>	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)</u> <u>第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.24とする。</u></p>
<p>新設 新設</p>	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)</u> <u>第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,351円とする。</u></p>
<p>(<u>保険料</u>の賦課限度額) 第12条 第4条の<u>賦課額</u>は、<u>80万円</u>を超えることができない</p>	<p>(<u>基礎賦課額等</u>の賦課限度額) 第12条 第4条第1項の<u>基礎賦課額</u>は、<u>85万円</u>を超えること</p>

い。

新設
新設

(保険料の賦課総額)

第14条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第16条又は第17条に規定する基準に従い第4条から第9条まで及び第12条の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除

ができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第12条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を超えることができない。

(基礎賦課総額)

第14条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額（第16条又は第17条に規定する基準に従い第4条から第9条まで及び第12条の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ど

く。)のための収入の額の合計額

- (2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。
- (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

新設

新設

も・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額

- (2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。
- (3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条又は第17条に規定する基準に従い第4条、第9条の2から第9条の6まで及び第12条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含

新設

新設
新設

新設

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の1/2に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の4/8分の5/2に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下1/10未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第16条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3

第16条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3

項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を

項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得

乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

議案第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「昭和22年法律第67号）」の次に「第292条において準用する同法」を加え、「（以下「広域連合」という。）」を削り、「等」を「及び職員以外の者（以下「職員等」という。）」に、「関して」を「関し」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項中「職員及び職員以外の者」を「職員等」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（準用）

第2条 職員等に対し支給する旅費は、旅費条例（昭和27年神戸市条例第45号。以下「神戸市旅費条例」という。）、旅費条例施行細則（昭和27年神戸市規則第76号）及び市長の事務部局の職員の旅費取扱規程（昭和27年神戸市訓令甲第10号）の規定を準用する。

（職員等の級）

第3条 神戸市旅費条例別表に対応する職員等の級は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 2級
- (2) 事務局次長 3級
- (3) 上記以外の者 4級

第4条から第21条までを削り、第22条を第4条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「<u>広域連合</u>」という。）の職員等の旅費に<u>関して必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>職員及び職員以外の者</u>に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>出張</u> <u>職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第292条において準用する同法第204条第3項の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合の職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）の旅費に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>2 <u>職員等</u>に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第2条 <u>職員等</u>に対し支給する旅費は、<u>旅費条例（昭和27年神戸市条例第45号。以下「神戸市旅費条例」という。）</u>、<u>旅費条例施行細則（昭和27年神戸市規則第76号）及び市長の事務部局の職員の旅費取扱規程（昭和27年神戸市訓令甲第10号）の規定を準用する。</u></p>

離れて旅行することをいう。

(2) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族等をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は

(職員等の級)

第3条 神戸市旅費条例別表に対応する職員等の級は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 2級

(2) 事務局次長 3級

(3) 上記以外の者 4級

職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人又は通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第2項第2号の規定は、前項の規定により職員及び職員以外の者が旅行した場合について準用する。この場合において、第2項第2号中「職員が出張のため」とあるのは「職員及び職員以外の者が公務の遂行を補助するための」と、「当該職員」は「当該職員及び職員以外の者」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他広域連合の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

7 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

<u>（旅行命令等）</u>	削る
<u>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する次に定める旅行命令等によって行わなければならない。</u>	削る
<u>（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u>	削る
<u>（2）前条第4項及び第6項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u>	削る
<u>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</u>	削る
<u>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u>	削る
<u>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令簿等を当該旅行者に提示しなければならない。</u>	削る
<u>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u>	削る

<p><u>(旅行命令等に従わない旅行)</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>(旅費の種類)</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	<p>削る</p>

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

削る

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

削る

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

削る

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

削る

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

削る

(旅費の計算)

削る

第7条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の間路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の間路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた間路及び方法によって計算する。

削る

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

削る

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

削る

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

削る

第9条 旅行者が同一地域（市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

削る

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

削る

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

削る

（鉄道賃）

削る

第11条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金によ

削る

<u>る。</u>	
<u>(1) その乗車に要する運賃</u>	削る
<u>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u>	削る
<u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u>	削る
<u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u>	削る
<u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u>	削る
<u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u>	削る
<u>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u>	削る
<u>4 特別の事情のため困難であり、旅行命令権者が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める運賃を支給することができる。</u>	削る
<u>(船賃)</u>	削る
<u>第12条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u> 、寝台料金及び座席指定料金による。	削る

(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u>	削る
(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u>	削る
(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u>	削る
(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u>	削る
(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u>	削る
2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。</u>	削る
<u>(航空賃)</u>	削る
第13条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u>	削る
<u>(車賃)</u>	削る
第14条 <u>車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u>	削る
2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規</u>	削る

<u>定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u>	
<u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>	削る
<u>(日当)</u>	削る
<u>第15条 日当の額は、1日につき1,900円とする。ただし、片道200キロメートル未満又は兵庫県内の旅行の場合は、支給しない。</u>	削る
<u>(宿泊料)</u>	削る
<u>第16条 宿泊料の額は、1夜につき12,500円とする。</u>	削る
<u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u>	削る
<u>(食卓料)</u>	削る
<u>第17条 食卓料の額は、1夜につき1,900円とする。</u>	削る
<u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>	削る
<u>(同一地域内旅行の旅費)</u>	削る
<u>第18条 第15条の日当が支給される場合の同一地域内におけ</u>	削る

る旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 路程100キロメートル以上の旅行の場合には、第11条、第12条又は第14条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

削る

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

削る

(退職者等の旅費)

削る

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に退職者となった場合には、次に規定する旅費とする。

削る

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

削る

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3か月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

削る

(遺族の旅費)

削る

<p><u>第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第2号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>(旅費の調整)</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>第21条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>	<p>削る</p>
<p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</u></p>	<p>削る</p>
<p>(委任) <u>第22条</u> (略)</p>	<p>(委任) <u>第4条</u> (略)</p>

議案第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第292条の規定」を「第292条」に、「第203条及び第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の議員報酬及び報酬並びに費用弁償の額及びその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、」を「第203条第4項の規定に基づく議員報酬及び費用弁償並びに法第203条の2第5項の規定に基づく報酬及び費用弁償の額に関し」に改める。

第2条中「特別職の職員」を「者（以下「特別職の職員」という。）」に改め、同条第4号中「第292条の規定」を「第292条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別職の職員に対し支給する議員報酬及び費用弁償並びに報酬及び費用弁償の額に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第3条第3項中「前条第5号」を「前条第1項第5号」に改める。

第4条第1項中「は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、片道200キロメートル未満又は兵庫県内の旅行の場合における日当は支給しない」を「及び額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定を準用する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項における特別職の職員の級は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者 1級

(2) 第2条第1項第4号及び第5号に掲げる者 4級。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内において広域連合長が定める額とする。

第4条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分		議員報酬及び報酬（日額）	
広域連合長 副広域連合長		報酬は、支給しない。	
議会	議長	15,000円	地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、議員報酬及び報酬は支給しない。
	副議長	12,000円	
	議員	10,000円	
選挙管理委員会委員		5,000円	
監査委員		5,000円	
附属機関の委員等		10,000円	
第2条第1項第5号の非常勤の職員		予算の範囲内において広域連合長が定める額	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第292条の規定において準用する法第203条及び第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の議員報酬及び報酬並びに費用弁償の額及びその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、次に掲げる<u>特別職の職員</u>に適用する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 審査会、審議会、調査会等<u>法第292条の規定において準用する法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第292条において準用する法第203条第4項の規定に基づく議員報酬及び費用弁償並びに法第203条の2第5項の規定に基づく報酬及び費用弁償の額に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、次に掲げる<u>者（以下「特別職の職員」という。）</u>に適用する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 審査会、審議会、調査会等<u>法第292条において準用する法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）</u></p> <p>(5) (略)</p>

新設

(議員報酬及び報酬)

第3条 (略)

2 (略)

3 広域連合長が特に必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、前条第5号の非常勤の職員の報酬は、月額で支給することができる。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、片道200キロメートル未満又は兵庫県内の旅行の場合における日当は支給しない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

新設

新設

3 第1項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

2 特別職の職員に対し支給する議員報酬及び費用弁償並びに報酬及び費用弁償の額に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(議員報酬及び報酬)

第3条 (略)

2 (略)

3 広域連合長が特に必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号の非常勤の職員の報酬は、月額で支給することができる。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類及び額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定を準用する。

2 前項における特別職の職員の級は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者 1級

(2) 第2条第1項第4号及び第5号に掲げる者 4級。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内において広域連合長が定める額とする。

削る

別表（第3条、第4条関係）

区分	議員報酬及び報酬 (日額)		費用弁償			
			鉄 道 賃、船 賃、航 空賃及 び車賃	日 当 (1 日 に つ き)	宿 泊 料 (1 泊 に つ き)	食 卓 料 (1 夜 に つ き)
広域連合長 副広域連合 長	報酬は、支給 しない。		実費を 支給す る。	1, 9 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1, 9 0 0 円
議会	議長	1 5, 0 0 0 円	地方公 共団体 の常勤 の職を 兼ねる 者につ いて は、議			
	副議長	1 2, 0 0 0 円				

別表（第3条関係）

区分	議員報酬及び報酬（日額）	
広域連合長 副広域連合長	報酬は支給しない。	
議会	議長	1 5, 0 0 0 円
	副議長	1 2, 0 0 0 円
	議員	1 0, 0 0 0 円
選挙管理委員会委員	5, 0 0 0 円	
監査委員	5, 0 0 0 円	
附属機関の委員等	1 0, 0 0 0 円	
第2条第1項第5号の非常勤の職員	予算の範囲内において広域連合長が定める額	

	議員	1 0, 00 0円	員報酬 及び報 酬は支 給しな い。				
	選挙管理委 員会委員	5, 00 0円					
	監査委員	5, 00 0円					
	附属機関の 委員等	1 0, 00 0円					
	第2条第5 号の非常勤 の職員	1 5, 00 0円 を 超 え な					

	<u>い 範</u> <u>困 内</u> <u>で 広</u> <u>域 連</u> <u>合 長</u> <u>が 定</u> <u>め る</u> <u>額 。</u> <u>た だ</u> <u>し 、</u> <u>広 域</u> <u>連 合</u> <u>長 が</u> <u>特 に</u> <u>必 要</u> <u>が あ</u> <u>る と</u> <u>認 め</u> <u>る 場</u> <u>合 に</u> <u>は 、</u> <u>月 額</u>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<u>2 5</u> <u>5 ,</u> <u>0 0</u> <u>0 円</u> <u>を 超</u> <u>え な</u> <u>い 範</u> <u>囲 内</u> <u>で 広</u> <u>域 連</u> <u>合 長</u> <u>が 定</u> <u>め る</u> <u>額</u>						
--	--	--	--	--	--	--	--

同意第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

次の者は、監査委員として適任と認められるので、選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

広域連合議会の議員のうちから選任する監査委員
細 見 正 敏（丹波市選出議員）